

県 税

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、以下の相談窓口にお電話ください。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人またはご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、または休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

県税相談窓口

福井県税事務所納税課

TEL 0776 - 21 - 0011~15

(〒910 - 8555 福井市松本3丁目16-10)

嶺南振興局税務部管理納税課

TEL 0770 - 56 - 2222

(〒917 - 0297 小浜市遠敷1丁目101)

福井県総務部税務課納税推進室

TEL 0776 - 20 - 0515

(〒910 - 8555 福井市松本3丁目16-10)